

# 放射能対策に関する各市状況

食の安全（給食及び市民持ち込み食品について）

H24. 8

食の安全と環境を考える会

## <給食>

	柏市	我孫子市	松戸市	流山市	野田市	印西市	佐倉市
機器ごとの 検査開始 日	A：H23. 8 B：H24. 1（Bは1食丸ごとミキサーにかける方法）	A：H23. 8 B：H23. 10 C：H24. 5	A：H23. 10 B：H24. 2	A：H23. 8 B：H24. 5	A：H23. 8 B：H24. 6 C：H24. 5	H24. 1	H24. 2
測定器	Aは給食で使う食材の測定 一般の食材：検出下限値 セシウム134、137合計10Bq/kg 牛乳：検出下限値 1Bq/kg Bは提供後の給食の測定 A Bとも外部委託 ・中外テクノス ・ゲルマニウム半導体検出器 ☆測定は放射性ヨウ素131、セシウム134、137 それぞれ個別表記	A：外部委託 ・日本食品分析センター多摩（検出限界値セシウム134、137合計20Bq/kg） ・千葉県薬剤師会検査センター（検出限界値セシウム134、137合計10Bq/kg） ・つくば分析センター（検出限界値セシウム134、137合計20Bq/kg） B：農政課に1台 ・Na I（T I）シンチレーション検出器（検出限界値セシウム134、137それぞれ10Bq/kgだが食材ごとに個別表記） C：学校教育課に1台 ・Bと同機種で検出限界値を個別表記にバージョンアップ ☆測定はセシウム134、137 個別表記	A：農政課に1台 ・Na I（T I）シンチレーション検出器=ドイツ製（2月よりBの機種を使用） B：保健体育課に1台 保育課に1台 ・Na I（T I）シンチレーション検出器=日本製 テクノエービーTN300Bベクレルモニター ☆定量下限値は 放射性ヨウ素131、セシウム134、セシウム137 各10Bq/kg ☆測定は放射性ヨウ素131、セシウム134、137 個別表記	A：農政課に1台 学校教育課、保育課で共用 ・Na I（T I）シンチレーション検出器 B：消費者庁貸与で給食専用とし、学校教育課、保育課で使用 ・Na I（T I）シンチレーション検出器=日本製千代田テクノル ☆測定下限値は、セシウム134、137合計で25Bq/Kg ☆測定はセシウム134、137 個別表記	A：農政課に1台 B：消費者庁貸与で学校教育課に1台 C：県の「学校給食用食材放射性物質検査事業」に参加 ・A、B、CともNa I（T I）シンチレーション検出器 ☆測定下限値 セシウム合計 25Bq/kg ☆測定はセシウム134、137 個別表記	農政課配備の測定器を、学校教育課が共用 ・Na I（T I）シンチレーション検出器=ドイツ製ベルトルドテクノロジー社LB2045 ☆検出下限値20Bq/kg ☆測定は 放射性ヨウ素131、セシウム134、137 個別表記	農政課配備の測定器を、指導課が併用 ・Na I（T I）シンチレーション検出器=日立アロカメディカルCAN-OSP-NAI ☆検出限界値 ・保育園25Bq/kg ・学校30Bq/kg20Bq/kg ☆検査場所 ①佐倉東小学校内佐倉市教育センター ②臼井南中学校 ☆測定は セシウム134、137 個別表記
検査内容	①給食食材の産地が移行する前に測定していた ②給食1食丸ごとミキサー検査・月～金5日分をまとめて実施 ☆自校式は7エリアに分けた学校ごとに実施 ☆自校：小33校 中16校 センター：小8校 中4校	①給食食材の使用前検査（米、パン、野菜、牛乳、ジャコなど個別に測定） ②事後、給食1食丸ごとミキサー検査	①使用予定（約1ヶ月）の給食食材を使用前検査 ②給食1食丸ごとミキサー検査	①給食食材の使用前検査 ②給食1食丸ごとミキサー検査 1食丸ごと検査は6月から始まったばかり 週の2日を食材検査、週の2日を1食丸ごとミキサー検査 ☆学校、保育所とも給食は牛乳、食材単品で測定。丸ごとと併用	①使用予定（約1ヶ月）の給食食材を使用前検査 ②給食1食丸ごとミキサー検査 ③市場に流通しない野田産農作物 ④学校収穫物	①使用予定の給食食材を使用前検査 野菜単品、牛乳 産地表示 ②給食1食丸ごとはおこなっていない	①小・中学校：月～金曜日の午前中に、当日に使用する給食食材から2品目を選定し測定 公立・民間保育園：月～木曜日の午後、翌日に使用する給食食材から2品目程度を選定し測定 ②給食1食丸ごとはおこなっていない
通知・公表	①学校に通知、学校から保護者に通知 ②HP ③広報	①学校・業者にFAXで通知 ②希望業者に郵送で通知 ③HP ④広報	①HP ②広報	①学校へFAXで通知 ②HP ③流山安心メール配信	①学校、給食センター、提供農家に文書で通知 ②保護者に給食だより ③HP	HPのみ	①検査結果が分かり次第、学校・保育園に通知 ②HP
検出下限値を超えた値が検出された時の対応	安全が確認できるまで使用禁止	①給食食材 学校給食には使用せず ②1食丸ごと検査：該当校の前10日ぶんを追跡調査 さらに6月18日より一週間分をストックし検査実施	①給食食材：各学校に連絡し産地または食材を変更するよう指導する ②1食丸ごと検査：検討中	学校給食には使用しない	①給食に使用しない キャンセルできなければ買い取る ②追跡調査して、安全確認できるまで使用しない	20Bq/kg以上の場合、学校給食には使用しない。事前検査なので産地を変える 20Bq/kg以下は使用	使う食材の使用を止めることやその日の給食を取りやめる対応を考えている

### <参考>

「検出下限値」は、その機器で検出できる最小の量（値）のことで、測定上では個々の検体の重量・密度・性状・形状・測定時間によって異なってきます。「検出限界値」は化学分析の用語で、やはり検出できる最小値を言います。当会作成のこの表では、各自治体の表記を用いています。